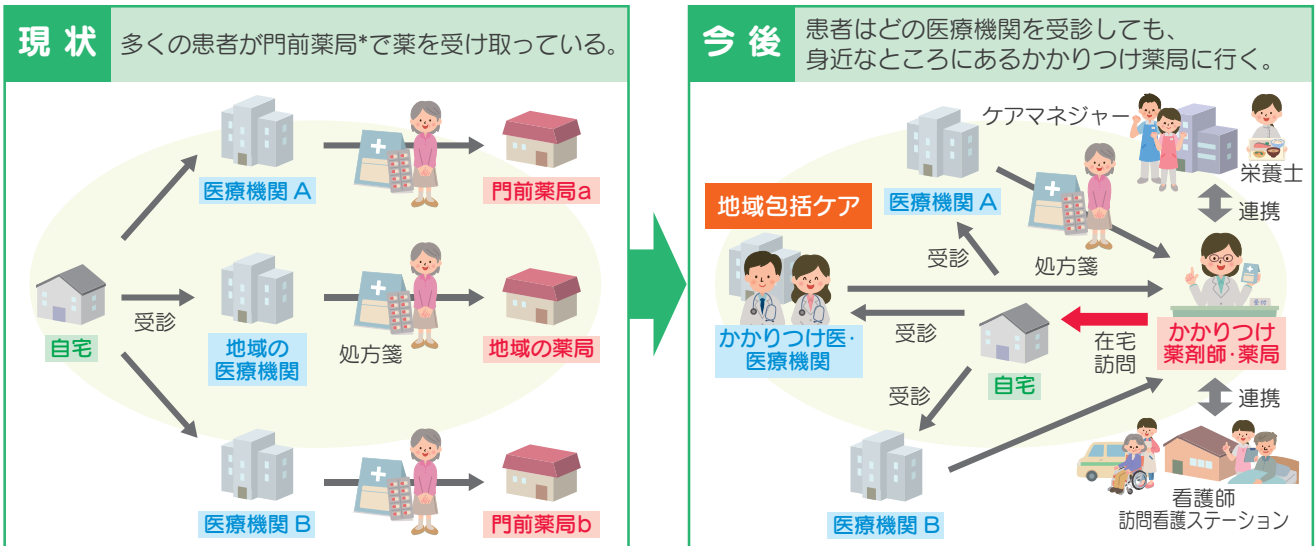


済生会宇都宮病院では、国の方針ですすめられている院外処方を推進しています。では、保険薬局へかかることのメリットをシリーズ化してお話していきましょう。

厚生労働省では医薬分業を推進してまいりました。その結果、病院では約 80%の院外処方化が進みましたが、本来期待していた姿ではありませんでした。そこで、下記のような本来のあるべき姿にを目指そうとしています。



\* 門前薬局：病院の目の前やすぐ近くにある薬局

患者のための薬局ビジョン概要 厚生労働省ホームページより



### 「かかりつけ薬局・薬剤師制度」とは？



2016 年からスタートしている制度で、「かかりつけ薬剤師」は、「かかりつけ医」の薬剤師版とだけいただければいいでしょう。まず、図に示した通り医療機関からの院外処方、すぐ近くの薬局（門前薬局）でもらうことが多いかと思います。そうすると、いくつかの医療機関を受診していた場合にお薬をはじめとする情報がバラつき、全体を把握するのが難しくなります。そこで、1か所の「かかりつけ薬局」を決めることで下記のようなメリットが生まれます。

- 1 服薬情報の一元的・継続的な把握**  
副作用や効果の継続的な確認、  
多剤・重複投薬や相互作用の防止  
一般用医薬品等を含めた服薬情報を  
一元的・継続的に把握し、薬学的管理・指導
- 2 24時間対応・在宅の対応**  
夜間・休日、在宅医療への対応、24時間の対応  
在宅患者への薬学的管理・服薬指導
- 3 医療機関との連携**  
疑義照会・処方提案、  
副作用・服薬状況のフィードバック、  
医薬品等に関する相談や健康相談への対応、  
医療機関への受診勧奨  
医療情報連携ネットワークでの情報共有

ぜひ、「かかりつけ薬局」を1か所決めましょう。そして、次は「かかりつけ薬剤師」を決めていきましょう。かかりつけ薬剤師については次回に解説します。

